

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和31年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	吉野川市	職員数 (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	394(h18)	公営企業債現在高(百万円)	391(h18)
累積欠損金 (百万円)	0(h18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	0(h18)
不良債務 (百万円)	0(h18)	財政力指数	0.43(h18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	14.5(h19)
		経常収支比率 (%)	89.6(h18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成16年10月 1日 合併前市町村：鴨島町、川島町、山川町、美郷村〕 簡易水道給水区域 山川町の一部、美郷村</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度まで
計画策定責任者	吉野川市長 川真田哲哉
既存計画との関係	吉野川市行財政改革大綱（H17～H21）
公表の方法等	市ホームページ
基本方針	経営全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減および合理化を図るとともに、予算の厳選な執行に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		21		21
	補償金免除額		5		5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業		21,185		21,185
合 計 (A)			21,185		21,185
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) - (B)			21,185		21,185

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) - (B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) - (B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	簡易水道事業特別会計として独立した特別会計であるが、実質は一般会計からの繰入金でおおよそをまかなっている。そのため繰入金の3割以上が基準外のものである。料金の改定が必要であるが、給水人口も千人未満と少数であるため、大幅な料金収入の増額は見込めない。現在、旧山川町に楠根地簡易水道、衣笠簡易水道、榎谷簡易水道、旧美郷村に中央簡易水道、東山西部簡易水道、東山簡易水道が設置されており、料金は統一されていない。	
経営課題	課 題	料金改定について
	合併協定項目の中で、簡易水道料金については当面現状のままとの申し合わせ事項があるが、一般会計からの繰入金が多額であるため料金の見直しを協議しなければならない。	
	課 題	上水道との統合について
	平成28年度を予定として、現在上水道との統合計画を作成中である。本年度12月に完成予定。	
	課 題	
留意事項	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業 ）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	21,946	25,471	49,906	27,170	28,074	27,182	27,049	25,683	25,229	24,877	
	(1) 営 業 収 益 (B)	11,693	11,322	11,685	13,256	13,643	13,408	13,392	13,376	13,360	13,344	
	ア 料 金 収 入	11,393	11,052	11,384	13,144	13,622	13,408	13,392	13,376	13,360	13,344	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	300	270	301	112	21						
	(2) 営 業 外 収 益	10,253	14,149	38,221	13,914	14,431	13,774	13,657	12,307	11,869	11,533	
	ア 他 会 計 繰 入 金	9,454	13,309	37,555	12,680	14,431	13,774	13,657	12,307	11,869	11,533	
	イ そ の 他	799	840	666	1,234							
	2 総 費 用 (D)	16,812	18,482	26,523	27,170	27,182	27,182	27,049	25,683	25,229	24,877	
	(1) 営 業 費 用	6,917	8,784	17,023	17,607	18,006	18,565	18,596	18,629	18,661	18,692	
	ア 職 員 給 与 費	84	84	2,330	5,025	5,271	5,071	5,121	5,172	5,222	5,272	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	6,833	8,700	14,693	12,582	12,735	13,494	13,475	13,457	13,439	13,420	
	(2) 営 業 外 費 用	9,895	9,698	9,500	9,563	9,176	8,617	8,453	7,054	6,568	6,185	
ア 支 払 利 息	9,895	9,698	9,500	9,563	9,176	8,617	8,453	7,054	6,568	6,185		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,134	6,989	23,383	0	892	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 支	1 資 本 的 収 入 (F)	46,641	33,848	54,646	19,192	27,014	54,415	52,505	30,413	23,135	23,520	
	(1) 地 方 債	33,300		48,800			18,000	21,100				
	(2) 他 会 計 補 助 金	12,486	33,848	5,846	19,192	27,014	27,415	31,405	30,413	23,135	23,520	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金						9,000					
	(6) 工 事 負 担 金	855										
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	51,707	40,931	75,895	21,910	27,014	55,115	52,505	30,413	23,135	23,520	
	(1) 建 設 改 良 費	37,151	20,324	54,646		3,711	27,700	2,500	2,500	2,500	2,500	
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14,556	20,607	21,249	21,910	23,303	27,415	50,005	27,913	20,635	21,020	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	5,066	7,083	21,249	2,718	0	700	0	0	0	0		

(単位:千円,%)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引	68	94	2,134	2,718	892	700	0	0	0	0	0	0
積 立 金	27	30										
前 年 度 か ら の 繰 越 金	689	729	605	2,739	21	913	213	213	213	213	213	213
前 年 度 繰 上 充 用 金												
形 式 収 支	730	605	2,739	21	913	213	213	213	213	213	213	213
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源												
実 質 収 支	730	605	2,739	21	913	213	213	213	213	213	213	213
(N)-(O)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70.0	65.2	104.5	55.4	55.6	49.8	35.1	47.9	55.0	54.2		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	11,693	11,322	11,685	13,256	13,643	13,408	13,392	13,376	13,360	13,344		
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	27	30										
企 業 債 現 在 高	416,284	395,677	435,988	414,078	390,775	381,360	352,455	324,542	303,907	282,887		
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	416,284	395,677	435,988	414,078	390,775	381,360	331,355	305,324	286,619	267,577		
うちその他に係るもの							21,100	19,218	17,289	15,311		

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	9,454	13,309	37,555	12,680	14,431	13,774	13,657	12,307	11,869	11,533		
うち基準内繰入金		11,369	12,066	12,680	14,431	13,774	13,657	12,307	11,869	11,533		
うち基準外繰入金		1,940	25,489									
うち料金収入に計上すべき繰入等												
うち赤字補てん的なもの		1,940	25,489									
資 本 的 収 支 分	12,486	33,848	5,846	19,192	27,014	27,415	31,405	30,413	23,135	23,520		
うち基準内繰入金		12,336	5,846	10,955	12,022	13,707	14,410	13,956	10,317	10,510		
うち基準外繰入金		21,512		8,237	14,992	13,708	16,995	16,457	12,818	13,010		
うち赤字補てん的なもの		21,512		8,237	14,992	13,708	16,995	16,457	12,818	13,010		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	49.3	39.9	31.9	36.1	37.8	32.8	21.1	32.5	39.4	38.9
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	70.0	65.2	104.5	55.4	55.6	49.8	35.1	47.9	55.0	54.2
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分	43.1	52.2	75.3	46.7	51.4	50.7	50.5	47.9	47.0	46.4
	うち基準内繰入金		44.6	24.2	46.7	51.4	50.7	50.5	47.9	47.0	46.4
	うち基準外繰入金		7.6	51.1							
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの		7.6	51.1							
	資本的収入分	26.8	100.0	10.7	100.0	100.0	50.4	59.8	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金		36.4	10.7	57.1	44.5	25.2	27.4	45.9	44.6	44.7
	うち基準外繰入金		63.6		42.9	55.5	25.2	32.4	54.1	55.4	55.3
うち赤字補てん的なもの		63.6		42.9	55.5	25.2	32.4	54.1	55.4	55.3	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	具体的に料金改定の見込みがたっていないため、現在のまま、簡易水道単位の料金設定で試算した。
2 他会計繰入金の見込み	支出が収入を上回る部分に関しては、赤字補てん的なものとして、一般会計からの繰入金で対応した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	該当する起債に関しては、全額繰上償還。全額借り換えて、据置期間なし、既往債の残償還回数とほぼ同じ20回償還で試算した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="159 296 616 424"> 地方公務員の職員数の純減の状況 </td> <td data-bbox="616 296 2125 424"> 吉野川市全体としては、退職者3人に対し採用2人を基準に、集中改革プランを作成したところであるが、現在は目標数値以上の削減の成果をあげている。今後においても、住民サービスの著しい低下を招かない程度の削減を実施予定である。ただ、簡易水道事業会計に関しては現在職員1名の状態なので、これ以上の削減は不可能である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 616 528"> 給与のあり方 </td> <td data-bbox="616 424 2125 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 528 616 667"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="616 528 2125 667"> 国家公務員の給与構造改革に準じて、平成18年4月1日より給与構造の見直しを実施し、国に準拠した給与構造となっている。地域手当の支給は実施していない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 667 616 805"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="616 667 2125 805"> 本市職員の給与表は行政職一表のみを使用している。技能労務員の給与等の見直しに向けた取組方針については、組合との協議を進めるなかで検討する予定である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 805 616 944"> 退職時特昇等退職手当のあり方 </td> <td data-bbox="616 805 2125 944"> 退職時における特別昇給は、平成18年3月31日で廃止済み。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 944 616 1086"> 福利厚生事業のあり方 </td> <td data-bbox="616 944 2125 1086"> 職員に対する福利厚生事業は、必要最小限度に留めるよう検討した結果、合併後、スポーツ大会やレクリエーション事業は廃止した。現在は、人間ドックの個人負担金の2分の1を一般会計より助成している。簡易水道事業特別会計より支出されるものは、市町村職員共済費、市町村職員互助会費にとどまる。 </td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	吉野川市全体としては、退職者3人に対し採用2人を基準に、集中改革プランを作成したところであるが、現在は目標数値以上の削減の成果をあげている。今後においても、住民サービスの著しい低下を招かない程度の削減を実施予定である。ただ、簡易水道事業会計に関しては現在職員1名の状態なので、これ以上の削減は不可能である。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じて、平成18年4月1日より給与構造の見直しを実施し、国に準拠した給与構造となっている。地域手当の支給は実施していない。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	本市職員の給与表は行政職一表のみを使用している。技能労務員の給与等の見直しに向けた取組方針については、組合との協議を進めるなかで検討する予定である。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時における特別昇給は、平成18年3月31日で廃止済み。	福利厚生事業のあり方	職員に対する福利厚生事業は、必要最小限度に留めるよう検討した結果、合併後、スポーツ大会やレクリエーション事業は廃止した。現在は、人間ドックの個人負担金の2分の1を一般会計より助成している。簡易水道事業特別会計より支出されるものは、市町村職員共済費、市町村職員互助会費にとどまる。
地方公務員の職員数の純減の状況	吉野川市全体としては、退職者3人に対し採用2人を基準に、集中改革プランを作成したところであるが、現在は目標数値以上の削減の成果をあげている。今後においても、住民サービスの著しい低下を招かない程度の削減を実施予定である。ただ、簡易水道事業会計に関しては現在職員1名の状態なので、これ以上の削減は不可能である。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じて、平成18年4月1日より給与構造の見直しを実施し、国に準拠した給与構造となっている。地域手当の支給は実施していない。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	本市職員の給与表は行政職一表のみを使用している。技能労務員の給与等の見直しに向けた取組方針については、組合との協議を進めるなかで検討する予定である。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時における特別昇給は、平成18年3月31日で廃止済み。												
福利厚生事業のあり方	職員に対する福利厚生事業は、必要最小限度に留めるよう検討した結果、合併後、スポーツ大会やレクリエーション事業は廃止した。現在は、人間ドックの個人負担金の2分の1を一般会計より助成している。簡易水道事業特別会計より支出されるものは、市町村職員共済費、市町村職員互助会費にとどまる。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="159 1195 616 1334"> 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 </td> <td data-bbox="616 1195 2125 1334"> 施設が老朽化しているため、漏水の多い簡易水道があるので、費用が収入につながらず無駄になっている経費がみられる。老朽化した施設を布設替えることにより、無駄な電力代等の出費を防ぐ。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1334 616 1469"> 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 </td> <td data-bbox="616 1334 2125 1469"> 業務部門について、検針から収納までの業務を民間委託することも、経費削減のための一つの選択肢として、他の案も含めて検討する方向にある。 </td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	施設が老朽化しているため、漏水の多い簡易水道があるので、費用が収入につながらず無駄になっている経費がみられる。老朽化した施設を布設替えることにより、無駄な電力代等の出費を防ぐ。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	業務部門について、検針から収納までの業務を民間委託することも、経費削減のための一つの選択肢として、他の案も含めて検討する方向にある。								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	施設が老朽化しているため、漏水の多い簡易水道があるので、費用が収入につながらず無駄になっている経費がみられる。老朽化した施設を布設替えることにより、無駄な電力代等の出費を防ぐ。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	業務部門について、検針から収納までの業務を民間委託することも、経費削減のための一つの選択肢として、他の案も含めて検討する方向にある。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	合併協定項目の中で、簡易水道料金については当面現状のままとの申し合わせ事項があるが、一般会計からの繰入金が多額であるため料金の見直しを協議しなければならない。課題
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	地方自治法第243条の3第1項の規定により、毎年2回定期的に「財政事情」を公表している。また、広報誌を通して予算編成及び決算状況をわかりやすく公表している。今後更なる充実を図る。
行政評価の導入	平成17年度から事前評価・事後評価システムを導入した。結果の公表及び議会への報告は行っていない。現在も結果を予算編成に活用しているが、今後さらに事業の廃止を含めたPDCAサイクルの確立を図る。
5 その他	平成28年度を予定として、現在上水道との統合計画を作成中である。本年度12月に完成予定。課題

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在職員数1名であるため、これ以上の人員減及び人件費の削減は不可能であるが、超過勤務の抑制に努めたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後は大きな建設事業の予定はないので、支出の大半は人件費と元利償還金であるため、起債の利率の影響は大きい。わずかずつではあるが、基準外の繰出金は減少すると思われる。
4 その他	<p>平成18年度より、長期水道料金未納者に対し給水停止を実施し、未納料金の回収を強化した結果、収納率が前年度に比べ1.5%アップした。今後も給水停止や誓約書による回収に努めていく。</p> <p>計画期間中は一般会計からの負担金として、基準内の繰入額を一般会計から繰入されることを確約済みである。</p> <p>老朽化して漏水が多い施設の布設替えを行うことにより、無駄になる水量をも送水していた分の動力費が削減された。今後も有収水量をあげる努力を続けたい。</p> <p>建設課の工事時期と合わせることで、管工事後の道路の舗装代の支出を軽減する。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
4	未収金の徴収対策												
	改善額					218	218	201	134	67			402
4	一般会計負担金の額		23,705	17,912	23,635	26,453		27,481	28,067	26,263	22,186	22,043	
	改善額(負担金の確保等)				5,723	2,818	8,541	1,028	586				1,614
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	84	84	2,330	5,025	5,271		5,071	5,121	5,172	5,222	5,272	
	改善額			2,246	4,941	5,187	12,374	200	150	99	49	1	497
	給与水準												
	改善額												
	その他(職員数)	84	84	2,330	5,025	5,271		5,071	5,121	5,172	5,222	5,272	
	改善額			2,246	4,941	5,187	12,374	200	150	99	49	1	497
	職員給与費(退職手当)												
	改善額												
	職員数(人)	0	0	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増減数(人)			1			1						
4	維持管理費等(動力費)			1,759	1,773	2,019		1,656	1,656	1,656	1,656	1,656	
	改善額(適正化)				14	260	274	363	363	363	363	363	1,815
4	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)							700					700
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	416,284	395,677	435,988	414,078	390,775		381,360	352,455	324,542	303,907	282,887	
	増減		20,607	40,311	21,910	23,303		9,415	28,905	27,913	20,635	21,020	
	計画前5年間改善額 合計						3,889						5,028
	(参考) 補償金免除額												4,835

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年間総有収水量 (千m ³)	73	72	76	82	82	77	76	76	75	74
公称施設能力 (m ³ /日)	343	343	435	435	435	435	435	435	435	435
1日最大配水量 (m ³ /日)	295	304	321	338	325	320	320	320	320	320
最大稼働率 (%)	86.00	88.63	73.79	77.70	74.71	73.56	73.56	73.56	73.56	73.56
供給単価 (円/m ³)	155.47	154.07	150.22	159.36	165.64	174.13	176.21	176.00	178.13	180.32
給水原価 (円/m ³)	428.06	544.93	630.38	595.04	613.87	709.05	1,013.87	705.21	611.52	620.23

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成28年度、上水道との統合予定で、現在、統合計画を作成中。本年12月までに完成予定。